

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人沼風会（以下、法人という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員は、理事及び監事をいう。

### (報酬総額)

第3条 法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 法人の評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うものとする。

### (役員の報酬)

第5条 役員が理事会又は評議員会出席以外の法人・施設業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うものとする。

### (理事長及び常勤理事の報酬)

第6条 理事長及び常勤の理事の報酬は、別表3により支払うものとし、第3条、第4条、及び第5条の規定は適用しない。

### (監事の報酬)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務を行った場合は、別表4により報酬及び費用弁償費を支払うものとする。

### (評議員の報酬)

第8条 評議員が評議員会出席以外の法人・施設業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うものとする。

### (旅費等)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支払うものとする。

2 旅費等は、実費支給とする。

- 3 業務上必要な経費は、実費を原則とする。
- 4 旅費等は、原則として業務終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第10条 第6条に規定する報酬は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

2 第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条に規定する報酬及び費用弁償費は、理事会又は評議員会への出席、各業務にあたった都度支払うものとする。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成16年 5月27日から施行する。
2. 平成18年10月28日一部変更  
この規程は、平成18年11月 1日から施行する。
3. 平成23年11月21日一部変更  
この規程は、平成23年11月21日から施行する。
4. 平成30年 1月12日改正  
この規程は、平成30年 1月12日から施行する。

別表 1

名称	報酬	費用弁償費
理事会出席	7,000円	3,000円
評議員会出席	7,000円	3,000円

※報酬は源泉所得税差引後の支給額とする。

※理事会と評議員会が同日に開催する場合は併給しない。

別表 2

名称	報酬	費用弁償費
役員・評議員業務報酬	7,000円	3,000円

※報酬は源泉所得税差引後の支給額とする。

別表 3

理事長報酬の金額	常勤理事報酬
(月額) 200,000円	なし(職員としての給与を支給)

別表 4

名称	報酬	費用弁償費
監事監査指導報酬等	7,000円	3,000円

※報酬は源泉所得税差引後の支給額とする。

別表 5

旅費	報酬	宿泊費	その他
実費	1日につき 7,000円	実費	実費

※報酬は源泉所得税差引後の支給額とする。